

## 上下水道等に係る高台移転被災者支援補助金制度を新設しました

町では、東日本大震災で被災し、復興に取り組む方々を支援するため、高台移転者に対し新たに、上水道及び浄化槽に関する町独自の補助金を創設しました。該当する方は申請されますようお願いいたします。なお、詳細については上下水道事業所（電46-5600）までお気軽にご相談ください。

補助金制度名	町独自の制度		国の制度（新設）																
	水道給水装置設置費補助金	下水道等受益者浄化槽設置工事費補助金	高台移転等低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業費補助金																
補助金の交付対象者	東日本大震災により、居住していた町内の住宅が全壊又は半壊の被害を受けた方で、新たに町内（災害危険区域を除く。）に居住するため、住宅を建築する方	東日本大震災により、下記の区域の住宅等が全壊又は半壊の被害を受けた方で、新たに町内に住宅等を建築する方 ①伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域 ②志津川地区公共下水道認可区域 ③波伝谷地区漁業集落排水処理区域 ※いずれも下水道等の受益者負担金又は受益者分担金を完納していることが条件	東日本大震災により、住宅等（住宅、店舗、倉庫及び工場等）が全壊又は半壊の被害を受けた方で、新たに町内に住宅等を建築又は改築し、あわせて低炭素社会対応型浄化槽（プロウの消費電力が従来型より少ない省エネ型浄化槽）等を設置する方 ※伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域、袖浜地区漁業集落排水処理区域に建築する方は対象外となります。																
補助金対象経費	①第1止水栓までの給水装置（水道メータを除く）設置に係る経費 ②水道水の安定供給を図るため設置するポンプ及び受水槽等の設置経費	新たに設置する浄化槽設置工事費	新たに設置する低炭素社会対応型浄化槽設置工事費																
補助金額	・補助対象経費の2分の1の額以内で、対象となる住宅1件につき100万円を限度 ・複数の方が共同で設置される場合は、費用の合計額を補助対象経費とし、対象となる住宅1件につき100万円を限度 【例】工事費 50万円の場合（50万円×1/2） 補助金額25万円 150万円の場合（150万円×1/2） 補助金額75万円 200万円の場合（200万円×1/2） 補助金額100万円 300万円の場合（300万円×1/2=150万） 100万円が限度なので補助金額100万円	①伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域に住んでいた方 20万円 ②志津川地区公共下水道認可区域に住んでいた方 20万円 ③波伝谷地区漁業集落排水処理区域に住んでいた方 15万円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">人槽区分</th> <th style="text-align: right;">補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5人槽</td><td style="text-align: right;">332千円</td></tr> <tr><td>6～7人槽</td><td style="text-align: right;">414千円</td></tr> <tr><td>8～10人槽</td><td style="text-align: right;">548千円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td style="text-align: right;">939千円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td style="text-align: right;">1,472千円</td></tr> <tr><td>31～50人槽</td><td style="text-align: right;">2,037千円</td></tr> <tr><td>51人槽～</td><td style="text-align: right;">2,326千円</td></tr> </tbody> </table>	人槽区分	補助金額	5人槽	332千円	6～7人槽	414千円	8～10人槽	548千円	11～20人槽	939千円	21～30人槽	1,472千円	31～50人槽	2,037千円	51人槽～	2,326千円
人槽区分	補助金額																		
5人槽	332千円																		
6～7人槽	414千円																		
8～10人槽	548千円																		
11～20人槽	939千円																		
21～30人槽	1,472千円																		
31～50人槽	2,037千円																		
51人槽～	2,326千円																		
申請に必要な書類	①水道給水装置設置費補助金交付申請書 ②り災証明書又はその写し ③工事見積書 ④位置図及び配置図	①下水道等受益者浄化槽設置工事費補助金交付申請書 ②り災証明書又はその写し ③工事見積書又は契約書の写し ④位置図及び配置図	①低炭素社会対応型浄化槽設置工事費補助金交付申請書 ②り災証明書又はその写し ③審査機関を終了した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し ④位置図及び配置図 ⑤工事契約書の写し ⑥合併浄化槽登録要領第7条第1項の規定による登録証の写し ⑦同第12条の規定による登録浄化槽管理票（C票）																
対象となる期間	平成23年3月11日～平成33年3月31日 ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります。	平成23年3月11日～平成33年3月31日 ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります。	平成24年4月1日～平成33年3月31日																
申請期限	平成33年3月31日	平成33年3月31日	平成33年3月31日																

※その他 町税等の滞納がある場合は、補助を受けることができません。被災されなかった方が浄化槽を設置する場合は、従来の浄化槽設置補助金が受けられます。